

岡山市屋外広告物条例について

1. 背景と目的

本市では、良好な景観の形成、風致の維持、公衆に対する危害の防止を目的に、岡山市屋外広告物条例において、看板等の屋外広告物に関する必要な規制を定めている。

近年他都市において、屋外広告物が落下・倒壊するような事故が発生したことから、国の屋外広告物条例ガイドラインが安全点検を有資格者で行うように改正されている。

そこで、屋外広告物の所有者等が屋外広告物を良好な状態に保全するため、岡山市屋外広告物条例及び規則を改正する。

2. 改正の概要

(1) 屋外広告物の安全管理の強化

① 有資格者による安全点検の義務化

現在、更新時に自己点検(1年以内に1回)の結果を報告させているが、以下の屋外広告物について、自己点検(1年以内に1回)に加えて屋外広告士などの有資格者による安全点検(3年以内に1回)を義務付ける。

<対象物件>

地上から広告物上端までの高さが4mを超えるもの

(はり紙、外壁に直接塗装するものなど安全上支障がないものを除く)

<有資格者>

屋外広告士、点検技能講習修了者、1・2級建築士、特定建築物調査員 等

② 許可期間の変更

広告板、広告塔などの屋外広告物は、現在許可期間を1年以内としている。有資格者による安全点検の義務化により屋外広告物の安全がより一層確保されることから、新設申請及び有資格者点検を実施した更新申請については、3年以内に変更する。

③ 管理義務者の追加

屋外広告物の所有・管理の状況は様々であり、何らかの事情によって管理義務者のいない屋外広告物が生じることを防止するため、屋外広告物等の管理義務者として現行の表示者、設置者、管理者に加え、所有者又は占有者を追加する。

「表示者、設置者」…広告主、看板の設置者

「管理者」…日常の維持管理を行う者

「所有者、占有者」…看板の所有者、テナント

(2) その他

現在、政治活動用のポスター等は当該条例に基づき許可を受ける必要があるが、岡山県と同様に、下表の基準に適合するもので表示期間が1月以内のものは、許可不要とする。

許可不要の基準（許可地域に限る）

はり紙及び はり札等	表示面積	1㎡以下
	表示方法	はり紙は、糊ばりしないこと。
広告旗	規格	縦2m以下、横1m以下
	表示場所	1 建物敷地内に限る。 2 道路の路肩から5m以内に設置する場合は、相互の間隔を5m以上とすること。ただし、設置する本数が3本以下の場合は、この限りでない。
立看板等	規格	縦2m以下、横1m以下、脚部の長さ0.5m以下
(共通)	表示内容	1 表示期間の始期及び終期を明示していること。 2 表示者又は管理者名及びその連絡先を明示していること。
	表示期間	1月以内

3. スケジュール

令和2年10月～11月	パブリックコメント
令和3年 2月	議案提出
令和3年 4月1日	一部施行（新設申請の許可期間1年→3年）
令和3年10月1日	施行（有資格者点検の義務化） ※経過措置2年間